

6(公社)全宅連発政策第9号
令和6年6月21日

都道府県宅建協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 泉 藤博
(公 印 省 略)

【国土交通省】宅地建物取引業者が又は売買等に関して受けることできる報酬の額及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について（周知のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

国土交通省で策定する「不動産業による空き家対策推進プログラム」の一環として、空き家や空き地、マンションの空き室（以下「空き家等」という。）の流通のビジネス化を支援するため、昭和45年建設省告示第1552号の一部を改正する告示（令和6年国土交通省告示第949号）が本日公布され、令和6年7月1日から施行されることとなりました。あわせて、宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（平成13年国総動第3号。以下「ガイドライン」という。）についても所要の改正を行い、令和6年7月1日から施行されることに伴い、今般、同省より周知の依頼がございましたのでご案内申し上げます。

なお、今回の改正に係る報酬額告示表については、全宅連HP会員専用サイト「ハトサポ」内に掲載いたしましたのであわせてご案内申し上げます。

各都道府県協会におかれましては、傘下会員方々に対しご周知方よろしくお願い申し上げます

敬 具

記

○別添資料

- ・宅地建物取引業者が又は売買等に関して受けることできる報酬の額及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方の一部改正について

令和6年6月21日 国土交通省不動産・建設経済局不動産課 国不動第20号

- ・【別紙】ガイドライン新旧対照表
- ・【官報】報酬告示
- ・【参考1】空き家の媒介報酬規制見直しの概要
- ・【参考2】(新旧)報酬告示
- ・【参考3】(溶込)報酬告示
- ・【参考4】ガイドラインの概要

○報酬額告示表全宅連HP掲載箇所

- <https://member.zentaku.or.jp/content/menu/download>
ハトサポ会員ログイン → ワード・エクセル契約書式
→ 媒介契約書 → 宅建業法に基づく報酬額告示表
→ A3判とA2判の各PDFを掲載しております。

以 上